

2・5 海洋汚染防止対策

2・5・1 船底防汚塗料に含まれる禁止物質の追加

船底に使用される防汚塗料は、2001年に採択された有害防汚方法規制条約(AFS条約)により、TBT(トリブチルスズ)などの有機スズ化合物の使用が禁止されている。2017年7月のIMO(国際海事機関)第71回海洋環境保護委員会(MEPC71)において、AFS条約に基づく禁止物質に、新たにシブトリン(通称イルガロール)を追加することが提案された。

これを受け、2018年2月に開催されたIMO第5回汚染防止・対応小委員会(PPR5)において、AFS条約の改正プロセスの一環として、シブトリンが環境に与える影響などの技術的検討を行う「初期レビュー」が実施され、その結果、シブトリンの有害性が確認されたので、MEPCに対し、より広範な観点からの検討を行う「包括的レビュー」の実施が勧告された。

2019年5月のMEPC74では、シブトリンの新規使用禁止に加え、現存船に対しても遡及的に、過去に塗布したシブトリンを除去するよう義務付ける条約改正案が提出されたが、我が国から、現存船に対する遡及的なシブトリンの除去義務付けについては、その影響等について十分な議論・検討を踏まえるべきであると指摘した結果、条約改正の承認は見送られ、PPR7において、現存船に対する適用のあり方について、更に検討することが決定した。

2020年2月のPPR7において、欧州諸国が、現存船における対応可能性に係る参考情報とともに、改めて原案通りのAFS条約改正案を主張する文書を提出し、我が国は、シブトリンが塗布後1年間で99.9%以上溶出しているとのデータとともに、現存船に対する遡及適用の影響を更に検討すべきと主張する文書を提出した。審議の結果、シブトリンについて、規制の適用対象は以下の通りとなった。

- ① 新規の塗装:外航船・内航船ともに禁止
- ② 過去の塗装:内航船は適用除外
外航船は、最も外層の塗装(直近塗布分)について、
 - 400総トン以上:除去又は溶出防止塗料の上塗り
 - 400総トン未満:沿岸国が認めれば、適用除外

最外層の塗料にシブトリンが含まれていなければ対策は必要なく、また内航船・小型船への遡及適用は除外となった。

上記内容のAFS条約の改正案については、2020年MEPC75において承認ならびに2021年MEPC76において採択され、同改正は2023年1月1日より発効した。適用日時時点でAFS証書を所持する現存船は、適用日から2年(2024年12月31日)以内に確認を受け、新書式でのAFS証書の発給を受ける必要がある。

2・5・2 船上汚水処理装置(STP)の見直し

型式承認を受けた糞尿等の汚水処理装置(STP)が就航後も適切に機能することを担保するため、2017年以降、海洋汚染防止(MARPOL)条約附属書IV及び排水基準と性能試験の実行に関する2012年ガイドライン(以下「関連ガイドライン」)の包括的な見直しが行われてきた。

2024年2月のPPR11において、試験基準の強化、定期的検査の追加、記録簿の義務化等の最終化に向けた審議が行われ、就航船に対する措置を慎重に検討する必要があることやSTPの使用方法やメンテナンス方法を改善することによって既存船における処理済み汚水の水質を相当程度改善できること等について議論された。また、今後の審議スケジュールとして、データ収集等を経て、2028年を目途に条約改正を完了する内容の作業計画について合意された。

2025年1月のPPR12においては、既存船のSTPに対する定期的検査時の性能試験等の義務化の是非等について、審議が行われた。日本からは、実船サンプリング調査の結果に基づき、STPの使用方法やメンテナンス方法等の運用面を改善することによって既存船における処理済み汚水の水質を相当程度改善できることなどが示され、定期的検査時のSTP性能試験等の義務化よりも運用面の改善が適切であること等が主張された。審議の結果、今次会合では結論を出さず、MARPOL条約附属書IVの改正案が概ね完成する段階で、再度議論することとなった。また、今後の議論の進め方について、まずSTPの使用方法やメンテナンス方法等の運用面での対策を早期に取りまとめる点が合意され、具体的な改正作業を、CGにおいて継続審議することとなった。

2・5・3 船舶からの海洋プラスチックごみへの対処

近年の海洋プラスチックごみに対する国際的な環境問題としての関心の高まりを受け、IMOでは、2018年に策定された「船舶からの海洋プラスチックごみ削減に向けた行動計画」の下、具体的な取り組みを推進している。

この行動計画は、IMOが海洋プラスチックごみ対策として検討すべき事項を取り纏めたものであり、2025年までに完了する目標となっている。現在IMO加盟国は、本行動計画の下、条約改正や通達の発出、関連する研究の実施・奨励などを通して、船舶で発生するプラスチック廃棄物の適切な管理の促進、船舶起源のマイクロプラスチックの流出実態の調査等、海洋プラスチックごみ削減に取り組んでいる。

2025年1月のPPR12において、これまでの取り組みの進捗状況について評価を行うとともに、2030年に向けた今後5年間の行動計画案(2025年行動計画案)の検討が実施された。審議の結果、船舶で発生したプラスチック廃棄物が着実に陸揚げされることの重要性が再認識され、「プラスチックペレットの海上輸送に伴う環境リスクの軽減のための義務的措置の検討・策定」といった新しい措置を含む2025年行動計画案が取りまとめられた。この評価結果及

び 2025 年行動計画案は、2025 年 4 月の MEPC 83 にて承認される予定となっている。